

登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地元回帰及び定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け修学した者のうち、市内に居住し、かつ、就労した者に対し、予算の範囲内で登米市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる奨学金)

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金
- (3) 地方公共団体が貸与する奨学金
- (4) あしなが育英会奨学金
- (5) 交通遺児育英会奨学金
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める奨学金

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日時点において、次に掲げるいずれかに該当する者
 - ア 転出し、6月以上市外に住所を有する者が令和5年4月1日以降に転入し、転入後引き続き市内に住所を有し、市内等（市内又は近隣市町村をいう。以下同じ。）で就労している者
 - イ 令和6年2月1日以降に大学等を卒業又は中退後、引き続き市内に住所を有し、市内等で就労している者
- (2) 補助金の交付申請（初回に限る。）があった日の属する年度の末日における年齢が40歳未満の者
- (3) 奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者
- (4) 奨学金の返還及び市税に滞納がない者
- (5) 登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (6) 補助金の交付申請（初回に限る。）があった日から起算して5年以上定住する意思がある者
- (7) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）でない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請した日の属する年度内に返還すべき奨学金の額（繰上償還を除く。）とし、18万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、新たに補助金の交付の対象となった年度から3か年度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、4月1日から6月30日まで（初年度にあっては、9月30日まで）に登米市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初年度に限る。）
- (2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の額を証するもの
- (3) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (4) 在職証明書（様式第2号）、個人事業の開業届出書又は就労していることが確認できる書類
- (5) 過去に市内に住所を有していたことが分かるもの（第3条第1号アに該当する者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登米市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(中止の届出)

第8条 前条第1項に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、登米市奨学金返還支援事業補助金中止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 転出したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、登米市奨学金返還支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書（様式第2号）又は申立書（様式第6号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の書類の提出期限は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、登米市奨学金返還支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に、登米市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次条の規定に該当すると認められるときは、規則第17条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、次の第1号又は第2号のいずれかに該当する場合にあってはその補助金の全額を、第3号に該当する場合にあってはその補助金の一部を登米市奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第9号）により返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助の交付決定を受けたことが判明した場合
- (2) 初回の申請日から3年未満で転出した場合
- (3) 初回の申請日から3年以上5年未満で転出した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

2 前項第3号に該当する者は、補助金額のうち、居住月数（1月に満たない月を除く。）であん分した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 6 条関係）

登米市奨学金返還支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）登米市長

申請者 住 所 登米市
氏 名
電話番号
生年月日 年 月 日（ 歳）

登米市奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、本申請に関して、市が保有する私に関する住民基本台帳情報及び市税情報並びに宮城県が保有する暴力団員等に関する情報について、市が調査することに同意します。

記

申請年数	初年度 ・ 2 年目以降
奨学金の名称	
奨学金貸与機関の名称	
奨学金借入残額	円
就労先の名称及び所在地	名 称 所在地
就職（起業等）年月日	
年度	（ 年 月～ 年 月分）
奨学金返還予定額	円
交付申請額	

添付書類

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初年度に限る。）
- (2) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の額を証するもの
- (3) 市税の納税証明書又は非課税証明書
- (4) 在職証明書（様式第 2 号）、個人事業の開業届出書又は就労していることが確認できる書類
- (5) 過去に市内に住所を有していたことが分かるもの（第 3 条第 1 号アに該当する者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条、第9条関係）

在 職 証 明 書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
勤 務 先	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
就 業 開 始 年 月 日	年 月 日	
職 種		

上記の者は、 年 月 日現在、当事業所に在職していることを証明します。

年 月 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

登米市長

登米市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった登米市奨学金返還支援事業補助金については、下記のとおり決定したので、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否 可 ・ 否
- 2 交付しない場合の理由

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

登米市奨学金返還支援事業補助金中止届

（あて先）登米市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった登米市奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり中止したいので、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条の規定により届けます。

記

1 中止の理由

2 中止の時期

登米市奨学金返還支援事業補助金実績報告書

（あて先）登米市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった登米市奨学金返還支援事業補助金について、年度の期間中に返還すべき奨学金を全て返還しましたので、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 申請年度奨学金返還金額 円
- 2 添付書類
 - (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
 - (2) 在職証明書（様式第 2 号）又は申立書（様式第 6 号）
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

様式第6号（第9条関係）

申立書

年 月 日

（あて先）登米市長

（申請者）

住 所

氏 名

連絡先

申立事項

■離職理由

■補助金が必要な理由

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

登米市長

登米市奨学金返還支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した登米市奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり確定したので、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第8号（第11条関係）

登米市奨学金返還支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）登米市長

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金確定通知のあった登米市奨学金返還支援事業補助金について、登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名										本店 支店
口座種別	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義人										

第 号
年 月 日

住所
氏名

様

登米市長

登米市奨学金返還支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました補助金については、下記の理由から登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定により交付決定の（全部・一部）を取り消し、同要綱第 13 条の規定により金 円を 年 月 日までに返還することを命じます。

記

1 理由

登米市奨学金返還支援事業補助金交付要綱第 13 条第 号に該当したため。

2 その他

(1) 補助金の返還に伴い、登米市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 18 条第 1 項の規定により、その額を金 円に再確定し、同項の規定により超過交付額金 円を別途請求します。

(2) 補助金の返還を命じられた額を上記納付期限までに納付しなかったときは、規則第 19 条第 4 項の規定により納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を別途請求します。